

ル人ノ御バコソハ、外ニテハ鼻モ持上メ、嗚呼ノ事被仰ル、御房カナト云ケレバ、弟子共此レヲ聞テ外ニ逃去テゾ咲ケル、此レヲ思フニ實ニ何カナリケル鼻ニカ有ケム、糸奇異カリケル鼻也、童ノ糸可咲ク云タル事ヲゾ、聞ク人讚ケルトナム、語り傳ヘタルトヤ、

〔宇治拾遺物語〕^五是もいまはむかし、ある僧、人のもとへいきけり、酒などす、めけるに、氷魚はじめていできたりければ、あるじめづらしく思てもてなしけり、あるじようのことありてうちへ入て、またいでたりけるに、この氷魚のことに外にすくなくなりたりければ、あるじいかにとおもへどもいふべきやうもなかりければ物がたりしたりけるほどに、この僧のはなより氷魚のひとつふといでたりければ、あるじあやしう覺て、そのはなよりひをの出たるはいかなることにかといひければ、とりもあへず、此比の氷魚は目はなよりふり候なるぞといひたりければ、人みなはとわらひけり、

〔宇治拾遺物語〕^{十一}今はむかし、村上の御時、古き宮の御子にて、左京大夫なる人おはしけり、○中略はなのあざやかにたかくあかし、くちびるうすくいていろもなく、ゑめば齒がちなるもの、あかくて、○下略

〔源平盛衰記〕^五成親已下被召捕事

西光ハ天性死生不知ノ不當仁ニテ、入道ヲハタト睨返シテ、西光全ク謀叛ノ企ヲ不存此耻ニア
フ事運ノ窮ニアリ、但耳ニ留事アリ、侍程ノ者ガ鞞負尉ニモナリ、受領檢非違使ニ至ラン事、何か
過分ナルベキ、始タル事ニ非ズ、去テカク宣フ、和入道ハ、イカニ王孫トコソ名乗給ヘドモ、昔ノ事
ハ見テバ知ズ、御邊ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ、其嫡子ニテオハセシカバ、十
四五マデハ叙爵ヲダニモ不賜シカモ繼母ニハ値タリ、難過カリケレバコソ、中御門藤中納言家
成卿ノ播磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ柿ノ直垂ニ、繩緒ノ足駄ハキテ通給シカバ、